

○財務省告示第三百二十一号

十五号)第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を次のように定め、令和六年四月一日から適用し、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(令和四年十二月財務省告示第三百三十四号)は、同日から廃止する。

令和五年十二月二十六日

財務大臣 鈴木 俊一

- 一 一三九円 アメリカ合衆国通貨 一ドルにつき本邦通貨
- 二 欧州経済通貨統合参加国通貨 一ユーロにつき本邦通貨一四九円
- 三 スウェーデン通貨 一スウェーデン・クローネにつき本邦通貨一三円
- 四 ブラジル通貨 一リアルにつき本邦通貨二七円
- 五 ウルグアイ通貨 一〇〇ウルグアイ・ペソにつき本邦通貨三五八円
- 六 インド通貨 一〇〇インド・ルピーにつき本邦通貨一六九円
- 七 パキスタン通貨 一〇〇パキスタン・ルピーにつき本邦通貨五二円
- 八 タイ通貨 一〇〇バーツにつき本邦通貨三九円
- 九 ミャンマー通貨 一、〇〇〇チャットにつき本邦通貨六六円
- 十 カナダ通貨 一カナダ・ドルにつき本邦通貨一〇三円
- 十一 メキシコ通貨 一〇〇メキシコ・ペソにつき本邦通貨七六九円





六十	五十九	五十八	五十七	五十六	五十五	五十四	五十三	五十二	五十一	五十	四十九	四十八	四十七	四十六	四十五	・
につき	本邦通貨	本邦通貨	本邦通貨	つき本邦通貨	貨九七円	貨一四円	通貨二五四円	本邦通貨三八二円	邦通貨一八円	貨三八円	ゴ・フラン	ンドにつき	につき	につき	につき	・
スーダン通貨	ヨルダン通貨	サウジアラビア通貨	パラグアイ通貨	エクアドル通貨	ハイチ通貨	モロッコ通貨	エチオピア通貨	ニカラグア通貨	グアテマラ通貨	イスラエル通貨	コンゴ民主共和国通貨	レバノン通貨	シリア通貨	イラク通貨	アフガニスタン通貨	ペソにつき
一九六〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三
スーダン・ポンド	ヨルダン・ディナール	リヤール	ガラニ	エクアドル・ドル	グールド	ディラム	ブル	コルドバ	ケツアル	シェケル	一〇〇	レバノン・ポ	シリア・ポンド	イラク・ディナール	アフガニ	一
に	ル	につき	につ	に	通	通	邦	につ	本	邦	ン	ポ	ド	ル	ー	円

七十六	七十	七十四	七十	七十二	七十一	七十	六十九	六十八	六十七	六十六	六十五	六十四	六十三	六十二	六十一	つ
三〇	五	四	三	二	一	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
円						邦	邦	邦	邦	邦	邦	邦	邦	邦	邦	邦
シン	ル	コ	アル	ク	セ	ハン	ガ	リ	チュ	アイ	チェ	ポ	ネ	ロ	バ	本
ガ	マ	ト	ジェ	ウ	ネ	ナ	ナ	ビア	ユニ	ス	エコ	ラ	パ	シア	チ	邦
ポ	ニア	ジ	リア	エ	ガル	通	通	通	ジ	ラ	通	ン	ール	通	カ	通
ール	ア	ボ	ア	ト	通	貨	貨	貨	ア	ン	貨	ド	通	貨	ン	貨
通	通	ワ	通	通	貨	一	一	一	本	ド	一	通	貨	一	通	二
貨	貨	ール	貨	貨	一	〇	〇	〇	邦	通	〇	一	一	〇	貨	三
一	一	一	一	一	〇	ガ	ガ	リ	通	一	一	一	〇	一	一	円
シン	レイ	〇	〇	ク	〇	ナ	ナ	ビア	一	〇	〇	ズ	〇	〇	バ	
ガ	につき	〇	アル	ウ	C	・	・	・	チュ	〇	コ	ロ	ネ	ル	チ	
ポ	本	〇	ジェ	エ	F	セ	デ	ダイ	ニ	〇	ル	テ	パ	ブル	カン	
ール	邦	C	リア	ト	A	イ	イ	ナ	ジ	〇	ナ	イ	ール	・	ユ	
・	通	F		・	フ	につ	につ	につ	ア	アイ	につ	につ	ル	ユー	ロ	
ド	貨	A		ダイ	ラン	き本	き本	き本	ナ	ス	き本	き本	ル	ル	ー	につ
		フ		ナ	につ					ラ	邦	邦	ピ	ブル	ロ	
										ン	邦	邦	ー	につ	につ	

九十二	九十一	九十	八十九	八十八	八十七	八十六	八十五	八十四	八十三	八十二	八十一	八十	七十九	七十八	七十七	ル
ウガンダ通貨	ウガンダ通貨	ウガンダ通貨	ウガンダ通貨	ウガンダ通貨	ウガンダ通貨	ウガンダ通貨	ウガンダ通貨	ウガンダ通貨	ウガンダ通貨	ウガンダ通貨	ウガンダ通貨	ウガンダ通貨	ウガンダ通貨	ウガンダ通貨	ウガンダ通貨	ウガンダ通貨
二七円	二七円	一六円	九三円	三九円	三八円	三八円	四〇円	四〇円	三二円	三二円	一〇〇円	一〇〇円	三二円	一〇〇円	一〇〇円	一〇三円
、〇〇〇ウガンダ・シ	、〇〇〇ウガンダ・リアル	、〇〇〇ギニア・フランに	、〇〇〇ジャマイカ・ド	、〇〇〇トバゴ通貨	、〇〇〇カタール・リヤールに	、〇〇〇カタール・リヤールに	、〇〇〇トウグリクに	、〇〇〇ドンにつき	、〇〇〇トウグリクに	、〇〇〇タカにつき	、〇〇〇フランにつき	、〇〇〇クワチャにつき本邦	、〇〇〇アリアリ	、〇〇〇アリアリ	、〇〇〇レヴにつき本邦通貨	、〇〇〇タンザニア



百 二 十 四	百 二 十 三	百 二 十 二	百 二 十 一	百 二 十	百 十 九	百 十 八	百 十 七	百 十 六	百 十 五	百 十 四	百 十 三	百 十 二	百 十 一	百 十	百 九	貨 一
ン に つ き	キ 本 邦 通 貨	キ 本 邦 通 貨	ン に つ き	ン に つ き	五 三 円	貨 五 九 円	邦 通 貨	ヤ に つ き	〇 円	タ ン ・ マ ナ ト	邦 通 貨	つ き 本 邦 通 貨	ル に つ き	ニ に つ き	ン ・ マ ナ ト	貨 一 三 九 円
ジ ブ チ 通 貨	本 邦 通 貨	ベ ナ ン 通 貨	モ ー リ タ ニ ア 通 貨	ブル キ ナ フ ア ソ 通 貨	ジ ョ ー ジ ア 通 貨	ト ン ガ 通 貨	マ リ 通 貨	マ ラ ウ イ 通 貨	ボ ツ ワ ナ 通 貨	ト ル ク メ ニ ス タ ン 通 貨	ア ン ゴ ラ 通 貨	キ ル ギ ス 通 貨	東 テ イ モ ー ル 通 貨	タ ジ キ ス タ ン 通 貨	ア ゼ ル バ イ ジ ヤ ン 通 貨	
一 〇 〇 ジ ブ チ ・ フ ラ ン に	一 〇 〇 ル ワ ン ダ ・ フ ラ	一 〇 〇 C F A フ ラ ン に つ	一 〇 〇 ウ ギ ア に つ	一 〇 〇 C F A フ ラ	一 ラ リ に つ き	一 パ ・ ア ン ガ に つ き	一 〇 〇 C F A フ ラ ン に つ き	一 〇 〇 マ ラ ウ イ ・ ク ワ チ	一 プ ラ に つ き	一 邦 通 貨 四 〇 円	一 〇 〇 ク ワ ン ザ に つ き	一 〇 〇 キ ル ギ ス ・ ソ ム に	一 東 テ イ モ ー ル ・ ド	一 タ ジ キ ス タ ン ・ ソ モ	八 二 円	



百四 き本邦通貨九三円 カレドニア通貨 一〇〇パシファイ  
 百三 き本邦通貨九二円 バス通貨 一キリバス・ドルにつ  
 百三 ルピ―につき本邦通貨九八円 セ―シェル・  
 百三 き本邦通貨六九円 ーベリ―ズ・ドルにつ  
 百三 通貨一六円 バヌアツ通貨 一〇〇バツにつき本邦  
 百三 ルにつき本邦通貨二四二円 共和国通貨 一〇〇デナ  
 百三 邦通貨一三四円 ーケドニア共和国通貨 一〇〇レクにつき本  
 百三 ス・ルピ―につき本邦通貨三〇八円 モ―リシヤ  
 百三 につき本邦通貨七五五円 ーモルドバ・レイ  
 百三 つき本邦通貨六九円 ーバルバドス・ドルに  
 百三 き本邦通貨九一四円 ーバルバドス・ドルに  
 百二 につき本邦通貨七六二円 ー〇〇ルフィヤにつ  
 百二 本邦通貨三六円 ナミビア通貨 一〇〇ナミビア・ドル  
 百二 邦通貨五一円 アルメニア通貨 一〇〇ドラムにつき  
 百二 ポンドにつき本邦通貨一六円 サモア・タラにつき本  
 百二 つき本邦通貨七八円 ー〇〇南ス―ダン・

ツク・フランにつき本邦通貨一六円